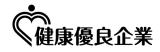




健康企業宣言銀の認定

2022年4月~

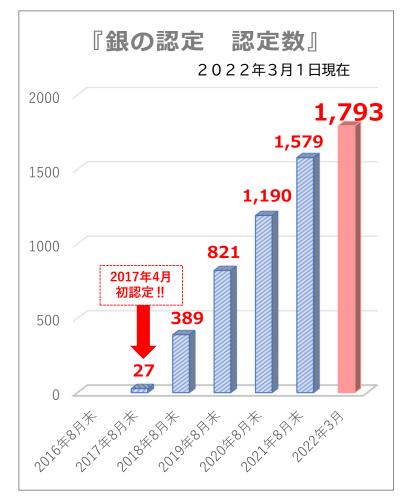
健康保険組合連合会東京連合会



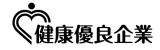
銀の認定 宣言数・認定数

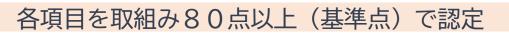






健康保険組合連合会東京連合会



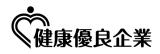




取組分野	主な内容	配点
1. 健診等	受診率、健診結果の提供、健診の必要性の周知	45点
2. 健診結果の活用	受診勧奨、特定保健指導受診率	10点
3. 健康づくりのための 職場環境	健康づくりの話し合いの場の設置、 問題整理、目標・計画、健康測定器の設置	21点
4. 職場の「食」	飲み物、食生活	6点
5. 職場の「運動」	体操の実践、歩数を増やす工夫	6点
6. 職場の「禁煙」	たばこの害の周知、受動喫煙防止策	6点
7. 「心の健康」	メンタルヘルス対策、相談窓口	6点

銀の認定取得企業合計点数ごとの件数と割合

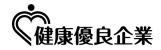
合計点数	件数と割合
100点	20件 1.6%
95~99点	285件 23.3%
90~94点	453件 36.9%
85~89点	334件 27.3%
80~84点	134件 10.9%





各項目別点数の割合

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	13	14	15	16	17	18
20点	20点	5点	5点	5点	5点	5点	5点	3点									
99.9 %	99.4 %	89.2 %	82.6 %	44.9 %	99.2 %	94.3 %	67.9 %	72.9 %	66.3 %	50.7 %	65.6 %	35.8 %	68.9 %	78.2 %	91.7 %	84.1 %	80.9 %
10点	10点	3点	3点	3点	-	-	-	2点									
0.1 %	0.6 %	10.0 %	13.0 %	10.6 %	-	-	-	17.3 %	17.2 %	26.0 %	22.4 %	39.9 %	19.6 %	13.9 %	3.8	7.2 %	11.1 %
1点																	
0.0	0.0	0.8 %	4.4 %	44.5 %	0.8	5.7 %	32.1 %	9.8 %	16.5 %	23.3	12.0 %	24.3 %	11.5 %	7.9 %	4.5 %	8.7 %	8.0 %







2022.4変更あり

従業員の皆様は健診を100%受診していますか?



事業所健診の受診率により評価する。

- ・定期健康診断受診者数(申告数)+生活習慣病予防健診及び事業者健診データ提供数(保険者確認) / 従業員数(事業者健診対象者数一受診不可者数) = 人 / 人 ⇒ %
 - ※受診不可者数:妊娠中、産休・育休中、病気休職中、海外赴任中等に該当する者

配点	採点基準
20点	●事業者健診受診率80%以上
10点	●事業者健診受診率80%未満~50%以上
1点	●事業者健診受診率50%未満

実施結果レポート提出日より、前1年以内の実績数値で報告





2022.4変更あり

40歳以上の従業員の健診結果を、健康保険組合へ提供していますか?



被保険者の特定健康診査受診率により評価する。

保険者には実施義務がある。

→実施率が低い保険者は、後期高齢者支援金の加算も・・・

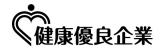
配点	採点基準
20点	●特定健康診査受診率80%以上
10点	●特定健康診査受診率80%未満~50%以上
1点	●特定健康診査受診率50%未満

実施結果レポート提出日より、前1年以内の実績数値で報告



■保険者で受診率がわかるため、原則、添付資料は不要

健康保険組合連合会東京連合会







健診の必要性を周知していますか?

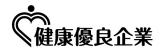


健診案内・受診勧奨を行い、健診の必要性(予防・未病等)や受診義務(労安法・高確法)が周知されていることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○従業員全員への健診案内・受診勧奨+健診の必要性の周知 (<u>右記書面等で6ヶ月以上の取組</u>)	
3点	○従業員全員への健診案内・受診勧奨+健診の必要性の周知 (右記書面等で1ヶ月以上~6か月未満の取組)○健診案内(通知)のみ ○採用時や昇進時に説明しているのみ	●配布物・掲示物 ●健診案内・申込書等 ●研修会等による資料
1点	○就業規則等に記載しているのみ ○口頭説明のみで、添付資料(エビデンス)がない	



■健診の必要性は安全衛生法のみならず、早期発見・重症化予防等の必要性周知が望ましい。







健診の必要性を周知していますか?

取組の一例

健診の案内+健診の必要性を通知や掲示で周知していることがわかる

社員各位

2021年4月27日

人 事 部

定期健康診断について

来月より今年度の定期健康診断が始まり

定期健康診断は、労働安全衛生法で実施・受診が義務づけられた法定健診です。 病気の早期発見や健康管理のため、必ず受診して下さい。 定期健康診断は、労働安全衛生法 で実施・受診が義務づけられた法定 健診です。病気の早期発見や健康 管理のため、必ず受診して下さい。 3

定期健康診断について

来月より今年度の定期健 康診断が始まります。

定期健康診断は、労働安全衛生法で実施・受診が義務づけられた法定健診です。 病気の早期発見や健康管理のため、必ず受診して下さい。

問い合わせ先

人事部 〇〇

03-0000-0000







健診の必要性を周知していますか?

東京連合会の素材を使った取組の一例

(健診案内)

社員各位

人 事 部

定期健康診断について

来月より今年度の定期健康診断が始まり ます。

令和4年5月25日(水)13:00~

問い合わせ先

人事部 〇〇

03-0000-0000

(健診の必要性素材)



家族の健康を守るのもあなたのもうひとつの役目です 家族で健康、ハッピーライフ!



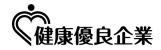


あなた自身が故障するその前に! 1年に1度、からだのメンテナンスをしよう



生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診を受けて早期発見することが大切です

健診の案内+健診の必要性(通知にデータを貼る)







健診結果が「要医療」など再検査が必要な人に受診を勧めていますか?



再検査が必要な人へ、受診勧奨を行っていることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○該当者全員への個別・直接的な健診案内・受診勧奨 (<u>右記書面等で6ヶ月以上の取組</u>)	
3点	○該当者全員への個別・直接的な健診案内・受診勧奨 (右記書面等で1ヶ月以上~6か月未満の取組) ○健診案内に「再検査の案内」が記載されているのみで 健診結果から該当者へ個別・直接的に案内していない	●個人宛のEメール 通知文書・手紙等 配布物・掲示物 研修会等による教育の資料
1点	○就業規則等に記載しているのみで、受診勧奨を行っていない ○健診結果を口頭で説明し、添付資料(エビデンス)がない ○健診業者からの健診結果に二次検査の案内がされているのみ	別で召立にの の状日の食料

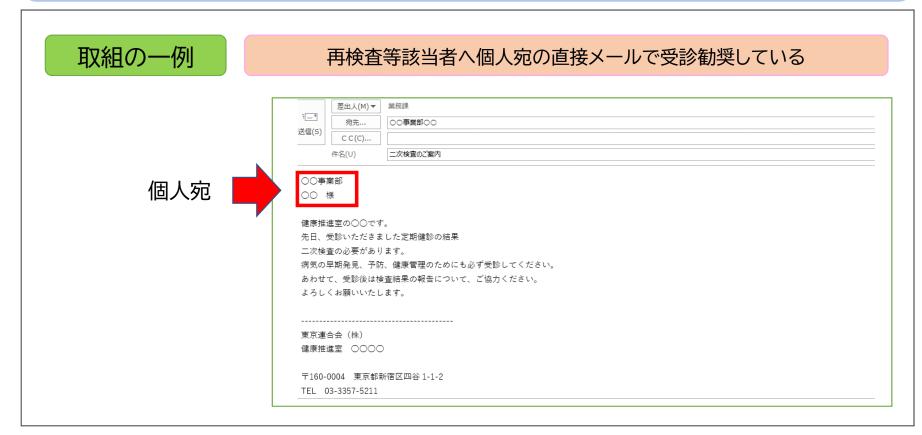
■健診結果から必要な者に速やかに再検査の指示、受診勧奨を行い、その後再検査を受けている か確認していることが望ましい。

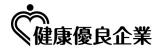






健診結果が「要医療」など再検査が必要な人に受診を勧めていますか?









2022.4変更あり

健診の結果、特定保健指導となった該当者は保健指導を受けていますか?



被保険者の特定保健指導実施率により評価する。

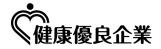
保険者には実施義務がある。

配点	採点基準
5点	●特定保健指導実施率50%以上、該当者がいない
3点	●特定保健指導実施率50%未満~30%以上
1点	●特定保健指導実施率30%未満

実施結果レポート提出日より、前1年以内の実績数値で報告



■保険者で実施率がわかるため、原則、添付資料は不要







職場の健康づくりの担当者を決めていますか?

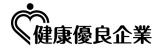


職場の健康づくりを推進していく担当者を決めていることを評価する。

配点	採点基準	
5点	〇健康づくり担当者等の設置を右記書面等で確認できる	●委嘱状·任命書
-	-	●会議録・議事録 ●公的機関への報告書
1点	○担当者がいない ○右記の書面がない(エビデンスとして提出できない)	●組織の体制図 等



- ■健康づくりの担当は衛生委員等、他の担当者が兼ねていても可
- ■職種・規模などに応じて効果的な担当者が設置されていればよい







職場の健康づくりの担当者を決めていますか?

取組の一例

任命書または組織図で担当者が確認できる

(任命書)

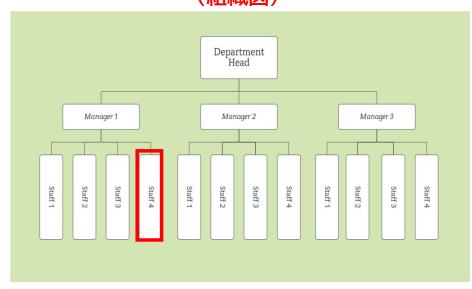
任命書

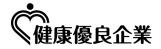
0000 殿

あなたを健康づくり担当者 に任命致します。

令和3年3月22日 東京連合会(株) 代表

(組織図)









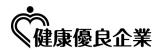
従業員が健康を話し合える場はありますか?



従業員(従業員を代表する者、健康づくり担当者等)が健康づくりに関することで 話し合える場があることを評価する。

配点	採点基準	
5点	〇健康づくり担当者等の設置を右記書面等で確認できる	
-	-	●会議録·議事録 ●議事次第
1点	○話し合える場を設置していない ○右記の書面がない(エビデンスとして提出できない)	●会議の開催通知(メール)

- ■ミーティング、会議名等の名称は問わない。
- ■一段階上の取り組みのためにも、衛生委員会とは別の健康経営体制(健康企業宣言)取組体制が望ましい。
- ■継続した実施・開催状況が分かるように複数月の開催通知や議事録の提出をお願いしたい。



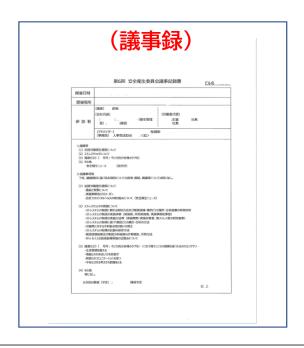




従業員が健康を話し合える場はありますか?

取組の一例

会議録・議事録にて話し合える場の設置を確認できる









健康測定機器等を設置していますか?



従業員全員が、日常的に使用できるように、健康測定器を設置・周知していること を評価する。

配点	採点基準	
5点	○健康測定機器の設置を右記書面等で確認できる	
- 1点	○健康測定機器を設置していない ○全事業所に設置していない ○フィットネス器具(体力維持向上のためなので対象外) ○AED、空気清浄器、加湿器等(従業員の安全等のためなので対象外) ○薬箱等に備えられているだけの体温計 ※ ○コロナウイルス対策としての非接触型体温計等の設置 ※	●設置の写真●会議録・議事録●設置の周知メール

■健康測定機器(身体の状態を簡易に測定できるもの)・・・血圧計、体組成計、心電図、体温計

■※体温計やコロナウイルス対策の非接触型体温計等については、適切な設置場所、目的等の周知までできている 場合は取り組みと認める







健康測定機器等を設置していますか?

取組の一例



支店・事業所が多い場合のエビデンス

血圧計設置状況				
血圧計の設置状況	について、以下のとお	りすべての事業場に設	置している	
ことを報告します				
	設置場所	周知状況	設置日	
本社(写真添付)	休憩室	0	R4年O月O日~	
A事業所	健康コーナー	0	"	
B事業所	総務課	0	"	
C事業所	"	0	"	
D事業所	会議室	0	"	
E事業所	"	0	<i>II</i>	
F工場	入口	0	<i>II</i>	
G事業所	健康づくりコーナー	0	<i>II</i>	
Hセンター	健康推進室	0	<i>II</i>	
I工場	3F会議室	0	//	

健康測定器設置の写真 + Excelによる他の事業所の設置状況の一覧表でリスト化







職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか?

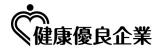


健康づくりの目標・計画を策定のため、職場の健康課題を把握し、整理するなど、健康課題が明確になって いることを評価する。

配点	採点基準	
3点	〇健康に関する課題・問題点が整理されており、一覧化され明確に なっていることを右記書面等で確認できる	
2点	○課題が整理されておらず、不明確 ○取り組み期間が1か月以上6か月未満	●計画書
1点	○会議の議事録は添付されているが、健康課題が確認できない。○時期的な熱中症、インフルエンザ等に関することを課題としている。	●会議録·議事録 等



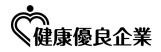
- ■健保組合から提供された事業所ごとの医療情報に基づき、課題を決定することも有効。 ■質問⑪~⑱などの実践項目から課題を決定することも評価。





職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか?







2022.4変更あり

健康づくりの目標・課題・進捗管理を行っていますか?

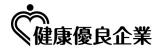


職場の健康課題から健康づくり向けた、目標・計画の策定を行い、計画した取組の進捗管理をおこなっているかを評価する。

配点	採点基準	
3点	○健康づくりの目標・計画、またはスケジュール等が、右記書面等で 確認できる。	
2点	○課題が整理されておらず、不明確 ○具体的な目標設定のないもの ○取り組み期間が1か月以上6か月未満	●計画書 ●会議録・議事録 等
1点	○衛生委員会等の会議録の添付のみで、健康づくりの目標・計画が確認できない。	



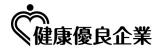
■ 具体的な目標(できるだけ定量的な目標値設定)・計画を作成することが必要。





健康づくりの目標・課題・進捗管理を行っていますか?





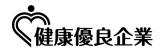


職場の環境整備項目の取り組みイメージ

- 職場の健康づくりの担当者を決めていますか?
- 7 従業員が健康を話し合える場はありますか?
- 職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか?
- 10 健康づくりの目標・課題を立て、進捗管理を行っていますか?











2022.4変更あり

従業員の日頃の飲み物に気をつけていますか?



従業員が、糖質の多い飲料、カロリーの高い飲料を飲み過ぎないように配慮していることを評価する。

配点	採点基準	
3点	〇糖質の多い飲料、高カロリー飲料を飲み過ぎないような配慮、 または取組を右記書面等により確認できる。	
2点	〇取り組み期間が1か月以上6か月未満	●計画書 ●会議録·議事録 ●配布物·掲示物
1点	〇目的の異なる取組(夏季の熱中症対策の注意喚起) 〇自販機(水、お茶)、水(ウォーターサーバー)、お茶(給茶機)が備え つけられているのみ	●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料 ●研修会の教育資料

■ 自販機への糖質・カロリー表示、ポスター等の掲示物、食のセミナー開催による取り組みが該当

■※自販機(水、お茶)、水(ウォーターサーバー)、お茶(給茶機)については、適切な設置場所、目的等の周知までできている場合は取り組みと認める。





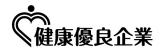


従業員の日頃の飲み物に気をつけていますか?

取組の一例

ウォーターサーバーと糖質の過剰摂取防止等を目的とした周知









従業員の日頃の飲み物に気をつけていますか?







2022.4変更あり

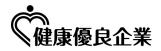
従業員の日頃の食生活が乱れないような取組を行っていますか?



従業員が、栄養バランスのとれた食生活となるよう、情報提供、啓発を行っていることを評価する。

配点	採点基準	
3点	〇食(飲酒含む)に関する情報提供、啓発等の取組を 右記書面等により確認できる。	
2点	〇取り組み期間が1か月以上6か月未満	●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	○年末年始時期の過度の飲酒注意喚起 等○仕出し弁当を提供しているのみ○社員食堂の献立表の提出のみ	●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料 ●研修会の教育資料

■ セミナーの定期開催、配布物・ポスター掲示による啓発、社員食堂を利用した取組、携帯アプリを活用した取組等が該当 ■※仕出し弁当、献立表について、目的等の周知までできている場合は取り組みと認める。





2022.4変更あり

従業員の日頃の食生活が乱れないような取組を行っていますか?

取組の一例

献立表とカロリーの過剰摂取防止等を目的とした周知









従業員の日頃の食生活が乱れないような取組を行っていますか?







【職場の「運動」】 業務中などに体操やストレッチを取り入れていますか?



就業中などに体操・ストレッチ行っている(実践している)ことを評価する。

配点	採点基準	
3点	〇継続的に体操・ストレッチが実践されていることが、右記書面等 により確認できる。	
2点	〇取り組み期間が1か月以上6か月未満 〇勧奨は確認できるが、継続的な体操やストレッチの実践がない	●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	〇個人・グループの判断(サークル等)での実践	●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料

2022.4変更あり



- 全社的な取組として、体操・ストレッチの継続的な実践が該当
- ■※「密」を避けるため、各課ごとに実施している場合、最終的に全社員が参加していれば取り組みに該当







業務中などに体操やストレッチを取り入れていますか?

取組の一例

ラジオ体操を実践している写真











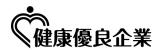
階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか?



従業員の日頃の歩数を増やすような取組、工夫が行われていることを評価する。 単なる歩行だけではなく、種々の運動を行う取組も含まれる。

配点	採点基準	
3点	〇歩数(運動含む)を増やす取組を、右記書面等により確認できる	
2点	〇取り組み期間が1か月以上6か月未満	●計画書 ●会議録・議事録
1点	○個人・グループ(サークル等)で任意に活動している ○健康保険組合主催の保健事業(ウォーキングイベント)を周知しているだけ ○エレベーターがなく階段利用していることが取組	●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料

- 階段活用はあくまで代表例。ウォーキングイベント等の定期的な開催、活動量計・ウェアラブル端末・携帯アプリ等 を利用した取組等、様々な取り組みが該当
- ■※健康保険組合の保健事業(ウォーキングイベント)の周知やエレベーターがなく階段利用していることが取組等について、事業所による参加勧奨や働きかけが確認できた場合は取り組みと認める。





階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか?

取組の一例

ウォーキングアプリを使用したウォーキング大会の開催

従業員各位

令和4年3月22日

〇〇株式会社 総務課

アプリを使ったウォーキング大会の実施の お知らせ

アプリを使ったウォーキング大会 アプリがインストールできるようになっ てますので、お気軽にご利用 「さい。

目指せ 1日1万歩!



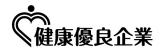






階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか?









従業員にたばこの害について周知活動をしていますか?



従業員にたばこの害(喫煙、受動喫煙)がもたらす健康被害を、情報提供、周知、啓発等を行っていること を評価する。

配点	採点基準	
3点	〇たばこの害(喫煙・受動喫煙等)がもたらす健康被害を 右記書面等により確認できる	
2点	〇取り組み期間が1か月以上6か月未満	●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	○喫煙者がいないので周知活動はしていない	●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料



■ セミナーの定期開催、配布物・ポスター等掲示物による啓発、社内研修会等、喫煙者のみならず非喫煙者へも 周知することが大切です。





従業員にたばこの害について周知活動をしていますか?



健康保険組合連合会東京連合会





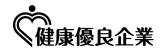
2022.4変更あり

受動喫煙防止策を講じていますか?



●職場内での受動喫煙を防止する具体的な措置、防止策を講じていることを評価する。

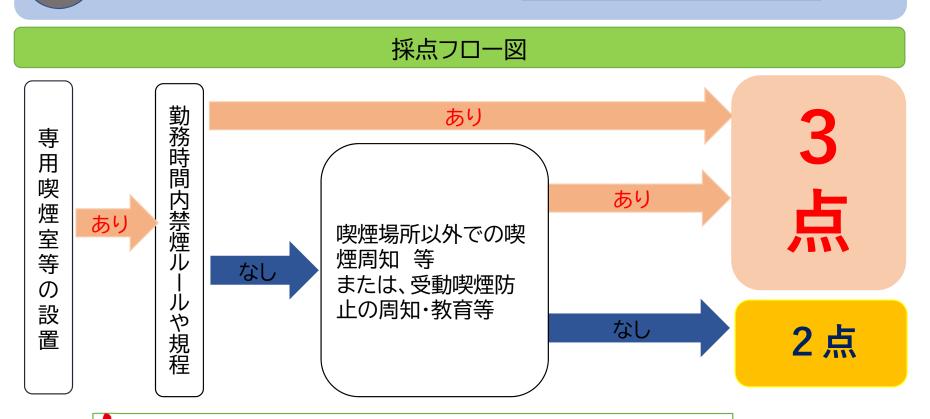
配点	評価方法	
3点	 ●専用喫煙室等の喫煙場所の設置があるなしに関わらず、勤務時間内禁煙の規程・ルールがある。 ※但し、以下の事項でも3点とします。 ①勤務時間内禁煙の規程・ルールがない場合でも ・「敷地内・建物内における禁煙の周知」等の周知・教育等を実施している ・「喫煙場所以外での喫煙禁止」等周知・教育等を実施している ②「敷地内・建物内における禁煙の周知」や「喫煙場所以外での喫煙禁止」等周知・教育等を実施していない場合でも ・自社の敷地・自社ビルで「喫煙室の撤去またはもともと設置しない決定をした等」対策している 	 ●会議録・議事録 ●勤務時間内禁煙に関する規程・ルール ●入居ビルの規程
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満 ○専用喫煙室等の喫煙場所の設置のみで、その他の対策はしていない	●喫煙室の写真
1点	○電子タバコを推奨している ○喫煙者がいないので取り組みはしていない <mark>○設置場所が入口や非常階段の踊り場等不適当な場所に設置されている</mark> ○自社ビル・賃貸に関わらず、何も対策をしていない	37





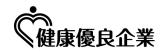
受動喫煙防止策を講じていますか?

専用喫煙室等の設置ありの場合



■ 受動喫煙防止に関して1つでも対策を講じていれば取り組みとして評価します。

健康保険組合連合会東京連合会





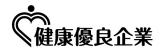
受動喫煙防止策を講じていますか?

専用喫煙室等の設置なしの場合

採点フロー図 あり 勤務時間禁煙ル 専 教育等の周知・または受動喫煙防止の周知・敷地内・建物内における禁煙 用 あり 喫 煙 (をした等は設置しない決定を関煙所を撤去また) 建物内における禁煙 自社の敷地・自社ビルですか? 室等 なし なし ある はい \mathcal{O} なし ル なし や規程 設 置 ※全て実施してない場合 なし

■ 受動喫煙防止に関して1つでも対策を講じていれば取り組みとして評価します。

健康保険組合連合会東京連合会







R4.4変更あり

従業員の心の健康に関する取組みをしていますか?



従業員の心の健康状態に配慮していることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○全従業員への心の健康に関する理解の普及·情報提供等 (セルフケア)の取組が右記書面等により確認できる	• A = * A = * * A
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満 ○右記書面の取組が管理職のみ(ラインケア)	●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料
1点	〇朝礼等の声掛けで心の健康状態に配慮していない場合 (業務に関するもの)	●セミナーの配布資料 ●研修会の配布資料

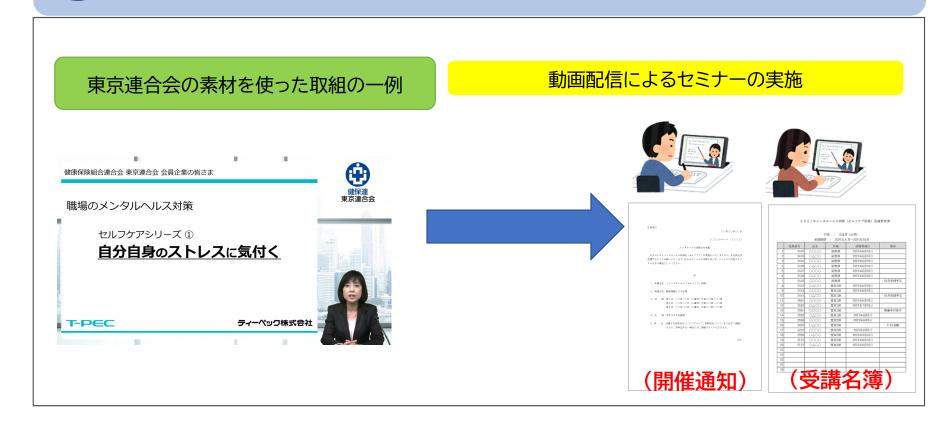


■ 広い意味で企業のメンタルヘルスケアの取組を評価する。





従業員の心の健康に関する取組みをしていますか?







気になることを相談できる職場の雰囲気を作っていますか?



従業員の心の健康に関して常時相談できる場所(窓口)を設置・周知していることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○ 社内または社外に常設の心の健康に関する相談窓口を設置・周知できていることが右記書面等により確認できる	
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満 ○周知が採用時の各説明会資料のみ	●会議録·議事録 ●配布物·掲示物
1点	○相談窓口直属の上司 ○「健康相談窓口」ではなく「業務上の相談窓口」の設置 ○月1回の産業医による健康相談の実施(常時相談できないので) ○健康保険組合の相談窓口の設置のみで周知なし	



- 相談窓口は、事業所の規模や実態に応じて社内・社外の一方あるいは両方あっても該当。■ 週1の産業医の健康相談は、取り組みと認める。
- **呆険組合の相談窓口については、事業所の周知が確認できた場合は取り組みと認める。**

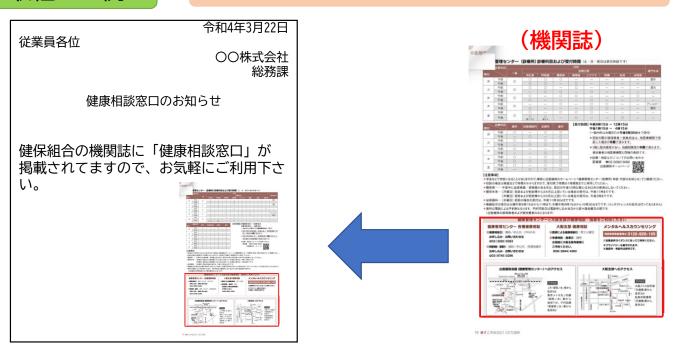




気になることを相談できる職場の雰囲気を作っていますか?

取組の一例

健保の機関誌を使用した周知



健康企業宣言提供ポスター



飲み物



食べ物

13 「今日は」の積み重ねが習慣をつくる 健康への 第一歩

階段

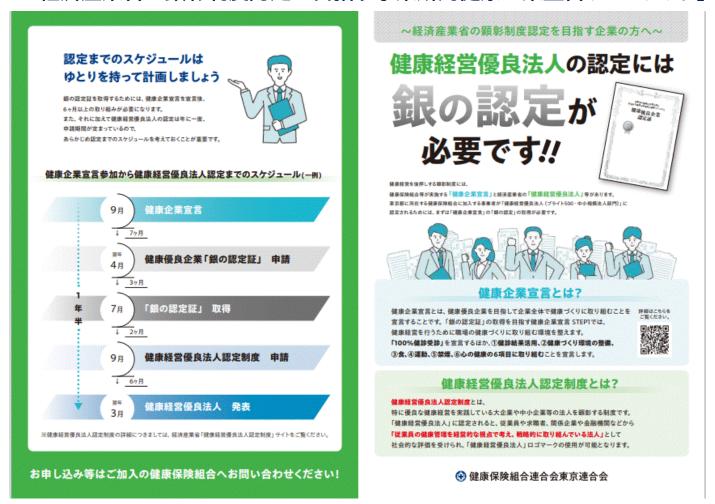


健康保険組合連合会東京連合会



健康企業宣言提供リーフレット

「経済産業省の顕彰制度認定を目指す事業所用健康企業宣言リーフレット」



健康企業宣言提供動画(Youtube)





制度の簡単な解説動画

〇当会ホームページ https://www.kprt.jp/

OYoutube https://youtu.be/vkZmaVChyaI



CM風動画(禁煙編)

OYoutube https://youtu.be/B6Z2jihirHk

「銀の認定」の採点基準解説動画

○当会ホームページ

https://www.kprt.jp/contents/health/index.html
OYoutube https://youtu.be/L6iKdKLdXHo

ご清聴ありがとうございました。

健康保険組合連合会東京連合会 TEL 03-3357-5213

メール <u>sengen@kenporen-tokyo.jp</u>